

さいたま市放課後児童健全育成事業委託実施基準の改正について

令和7年4月の子ども・子育て支援交付金交付要綱の改正に伴い、さいたま市放課後児童健全育成事業委託実施基準を改正いたしました。改正後の基準額等は令和7年4月1日に遡り適用いたします。

1. 改正の概要

(1) 「放課後児童支援員(常勤職員に限る。)を2名以上配置した場合」の基準額適用に係る常勤職員に該当する勤務時間数の緩和

○常勤職員の対象となる勤務時間数の見直し

・次の①及び②の条件を満たし、

① 長期休業期間以外の学校休業日(土曜日等)に8時間以上開所しているクラブに勤務

② 週4日以上育成支援の業務に従事

「平日の平均開所時間数」×「週の開所日数」の8割以上(週単位)勤務する放課後児童支援員については、基準額適用となる勤務時間を満たします。

(例)平日19時まで開設、土曜日11時間の週6日開所しているクラブの場合

4.5時間(平日の平均開所時間数)×6日(週の開所日数)×0.8=21.6 時間以上の勤務が必要。

※開所時間(平日)は全クラブ一律に14時30分から開所するものとして計算します。

なお、上記①及び②のいずれか(又は両方)を満たさない場合であっても、改正前のおり、運営規定どおりに開所した場合の1週間の総開所時間数(40時間を超える場合は40時間)の8割以上(週単位)勤務する場合は、基準額適用となる勤務時間を満たします。

(2) 長時間開所加算(平日分)の対象時間の変更

【改正前】開所時間が「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数

【改正後】開所時間が「18時半を超える時間」の年間平均時間数

(3) 委託基準額の増額等

・資料5「委託実施基準の変更内容」のおり

2. 提出書類

さいたま市放課後児童健全育成事業委託実施基準の改正に伴い、委託料を変更いたします。

委託料を変更するため、次の書類を御提出ください。書類の提出を確認した後、放課後児童課で委託料の計算を行い、変更委託調書を送付いたします。

(1) 「放課後児童支援員(常勤職員に限る。)を2名以上配置した場合」の基準額適用確認書類

○放課後児童支援員勤務証明書…クラブごとに1部

※今回の改正により、新たに常勤支援員2名以上配置に該当するクラブは下記書類も併せて御提出ください。

○放課後児童支援員認定資格研修修了証の写しか、それに準ずるもの…対象職員分

○雇用契約書の写し…対象職員分

なお、3月に再度雇用状況を確認する予定です。

(令和7年度…令和7年12月(今回)、令和8年3月)

※各月1日時点の状況を3か月に1度報告していただき、確認する予定です。

(2) 育成支援体制強化加算確認書類(4月1日時点(4月1日以降開設の場合は開設日時点)の児童数が41人以上で、すでに提出している育成支援体制強化事業調書の経費が1,260,000円を上回っているクラブのみ)

○育成支援体制強化事業調書…クラブごとに1部

4月1日の児童数が41人以上で、すでに提出している育成支援体制強化事業調書の経費(A)が1,260,000円を上回っている場合には、育成支援体制強化加算の増額対象となります。

そのため、基準額改正後の育成支援体制強化事業調書により再計算を行いますので、増額の対象となる場合には、改正後の様式で再度御提出ください。

3. スケジュール

12月5日まで	2. 提出書類 (1)及び(2)の提出期間 [法人→市]
12月中旬～順次	変更委託調書の送付 [市→法人]
12月中旬～	変更委託調書の確認、提出 [法人→市]
12月下旬～順次	変更契約書の送付、委託料の支払い [市→法人]
3月3日～3月5日	2. 提出書類 (1)(3月分)の提出期間 [法人→市]
3月中旬～順次	変更委託調書の送付(配置状況に変更が生じている場合) [市→法人]
3月中旬～	変更委託調書の確認、提出(配置状況に変更が生じている場合) [法人→市]
3月下旬～順次	変更契約書の送付(配置状況に変更が生じている場合) [市→法人]

※スケジュールは目安です。変更する場合がありますので、御了承ください。